

八尾市告示第121号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）による改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の特定工程及び同条第6項の特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から実施する。

なお、平成18年八尾市告示第66号は、平成19年6月19日限り廃止する。

平成19年5月31日

八尾市長 田 中 誠 太

1 中間検査を行う区域

八尾市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれらの構造が混合した構造（以下「混構造」という。）の建築物で、次の表の(イ)欄に掲げる用途の区分に応じ、その用途に供する部分が同表の(ロ)欄に掲げる規模に該当するもの。

	(イ) 用 途	(ロ) 規 模
1	住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）	床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
2	1の項に掲げる建築物以外の建築物	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程

(1) 基礎工事に係る特定工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。）の基礎に鉄筋を配置する工事（以下「配筋工事」という。）を特定工程とす

る。ただし、基礎の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程

次の表の(イ)欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の(ロ)欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

	(イ)	(ロ)
	建築物の構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組の工事 (耐力壁及び壁の筋かい、接合金物が目視できる工程)
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事 (平屋については、建方工事)
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり (平屋については、屋根床版)の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取付け工事)
4	その他の構造	屋根の工事
5	混構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)

4 指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物(法第68条の10第1項の認定を受けた建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部

分を用いた建築物及び法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。)の基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(以下「コンクリート打込み工事」という。)を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事に関する特定工程後の工程

次の表の(イ)欄に掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

	(イ)	(ロ)
	建築物の構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事 (枠組壁工法にあっては枠組の壁 又は天井を設ける工事)
2	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造又は鉄骨 鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはり (平屋については、屋根床版) の コンクリート打込み工事(コンク リート打込み工事を現場で施工し ないものについては、2階の柱及 び壁の取付け工事)
4	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
5	混構造	3の(2)の表の5の項に掲げる工事 に係る構造に対応する1の項から 4の項までの構造の区分に応じて (ロ)欄に掲げる特定工程後の工程の 工事

5 適用

この告示は、平成19年6月20日以後に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物又は法第6条の2第1項の国土交通大臣若しくは知事が指定し

た者の確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用し、同日前に法第6条第1項の確認の申請書を提出する建築物又は法第6条の2第1項の国土交通大臣若しくは知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

6 適用の除外

法第85条の規定の適用を受ける建築物については、この告示は適用しない。